

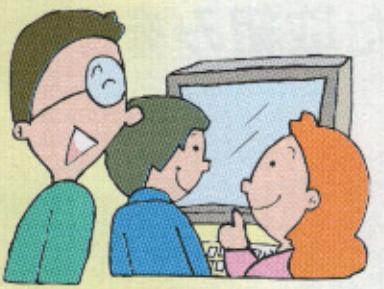
といいます。

さて、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(いわゆる「青少年インターネット環境整備法」)(2009年4月施行)は、ご存知でしょうか?この法律では、保護者に次のような義務と責務を定めています。



保護者の義務

子どもに携帯電話を買い与える際、携帯会社に「使用者が子どもであること」を申し出なければならないこと



保護者の責務

保護者は、インターネット上に有害情報が氾濫していることを認識し、子どものインターネット利用のルールを決めるなど、しっかり見守るように努力すること

この「使用者が子どもである」ことを申し出ると、「フィルタリング」サービスが利用でき、出会い系サイト等の不適切なサイトへのアクセスを制限できるようになります。できれば、携帯電話は買い与えるというよりも、利用できる時間帯や利用方法などの約束をあらかじめ決めてから、貸し与えるような方法がよいでしょう。その際、このフィルタリングについても話し合っておくことが、保護者として見守る姿勢を示すことになります。

また、ゲーム機やケータイには、「ペアレンタルコントロール」という機能があり、不適切なサイトの閲覧やゲームソフトの利用ができないように保護することができます。ゲーム機は、外箱にこの注意書きが書かれており、その設定を済ませてから子どもに渡すような行動が求められています。

インターネットへの書き込みによる人権被害

SNS等の交流サイトの中には、参加者どうしが本名などを教え合わない「匿名性」を演出しているところもあります。参加者どうしがお互いを知らないことから、日常から離れ、気楽に会話を楽しめる反面、日常よりも自制のきかない言動をしたことによるトラブルもあるようです。交流サイトの運営者側からすると、誰がどのような発言をしたのかは、利用記録として残っていますし、違法薬物の取引などの発言があれば削除したり、通報したりするなどの活動を人海戦術で取り組んでいるところもあります。また交流サイトの機能として、利用者から不適切な書き込みを報告しあう仕組みを持っているところもあります。まずはこのように「匿名性」は演出されたものであることや不適切な発言を監視し対処する仕組みがあることを知った上で、どのような行動が望ましいのかを考えしていくことが、社会の一員としての態度を養うことにつながっていきます。

簡単な操作で電子掲示板の構築ができるサイトや、交流サイトの中には、参加者を限定し、交流の様子を参加者以外に明かさない会員制の所もあります。学校から発信される公式なサイト以外のものは「学校裏サイト」と呼ばれています。

その中には、子どもどうしで、友達の悪口やうわさ話のやり取りもあるため、その実態把握に取り組む活動も必要となってきています。

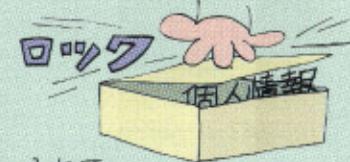
「不幸の手紙」はご存知でしょうか?今年は東日本大震災の直後にあった関西地域の電気利用自粛のメールなどもその一つでした(その後、この内容は本当のことになりましたが…). チェーンメールと呼ばれるこれらのメールは、内容がデマ情



報なだけでなく、発信元が不明瞭だったり、受け取った人がねずみ算式に多くの人に配布するように指示してあったりする点などが共通しています。中には、人の善意を逆手にとったものもあり、良かれと思って転送したことによる人間関係のこじれに発展するケースもあるようです。

受け取った情報の信ぴょう性を確かめることも必要ですが、自らが情報発信する場合も、ネット上の色々な考え方や立場の人から、どのように理解されるのか想像することも重要です。例えば、絵文字などで感情表現する場合、送り手と受け手でニュアンスが異なるものがあったり、メールの文面だけでは、怒っているのか困っているのかどちらにでも読み取れる場合があったりするからです。

知らないでスマないこと



ケータイのロック機能

私たちは、日常、他者の個人情報を適切に利用しているでしょうか? うっかりしやすいのが、携帯電話の電話帳です。携帯電話を落とした際に、入れてあった電話帳から、他者の名前・電話番号・住所・生年月日・顔写真などが流出してしまう危険性はないでしょうか? どの携帯電話にも、プライバシーロック等といったロック機能があり、電話帳やメールなどを所有者以外が見られないようにすることができます。開けてすぐに使うことができないので、一手間増えてしまう不便さが生じますが、そのようにして他者の個人情報を適切に扱っている姿勢を身近な大人が手本として示すことが、子どもの学びになります。勤務先等から個人所有の携帯電話にも、ロック設定をするように指示があることも多いと聞きます。ぜひ、家庭の中で話題にしてみてください。

著作権

本屋さんで、まだ購入前の雑誌などの記事を携帯電話のカメラで撮影して持ち帰ったり、メールに添付して友だちに送ってあげたりする行為のことを『デジタル万引き』と呼んでいます。

私たちは、子どもの頃から『他人もモノを取ってはいけない』ということを徹底してきたので、お店の店頭に並んでいる商品を勝手に持っていくのは良くないことと知っています。また、そういう行為をするときには、罪の意識が生じているでしょう。しかし、ソフトウェアやデータなどを自由にダビングする行為に関しては、どうでしょうか。

例えば、レンタルショップからCDを一泊の約束で借りてきて、自分のデジタルプレーヤー(DMP)にダビングし、その音楽をデジタルプレーヤーで飽きるまでずっと聴いている、または友達にダビングしてあげるなど・・・の行為に、みなさんはどう思いますか。「CDは、ちゃんと返しているから、誰もソンしてないやん!」「ちゃんとお金払ってるし・・・」という意見に対してどう考えられますか?

実は、ここでダビングしたものを「無体物」と言い、その無体物を「1日聴く対価しか支払っていないのに、それ以上に利用している」という、対価以上の利用になっていることがあります(レンタル契約の種類によっては異なるケースがあります)。これからは、このような本やCDの「情報」を不当に手に入れる行為により、出版社や著作者が不利益にならないよう、私たち自身が気をつけて行動していきたいものです。

また最近では、音楽や映像など、権利者に無断でアップロードされたものを、違法ファイルと知りながら、ダウンロードする行為が問題となっています。2010年10月1日施行の改正著作権法30条1項3号には、「著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合」が付け加えられました。販売されているものが、権利者でない第三者から無料でネット上に公開されている時点で、そのファイルの違法性が推測されるので、便利だから確認せずに利用していると、自転車の取り締まりと同様に「えっ、これが違法なの?」と いうようなことになるかも知れません。

著作権法は年々改訂されていますので、最新の動向に注意しておくことも必要となってきています。警察や学校など、身近な所で研修会やセミナーがある場合は、ぜひ積極的に参加しておくとよいでしょう。

